

第 7 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 13 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第7回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月13日（木） 午後2時から午後2時50分まで
- 2 開催場所 秋田市役所正庁
- 3 委員定数 19人（欠員1人）
- 4 出席農業委員 17人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	9番	白 岩 勝 雄
10番	柴 田 ますみ	11番	鎌 田 悦 雄
12番	佐々木 和 昭	13番	齊 藤 善 彦
14番	藤 田 修	15番	加 藤 淳 文
16番	三 浦 宏 和	17番	伊 藤 洋 文
18番	佐々木 吉 秋		
- 5 欠席農業委員
19番 加賀屋 慎 一
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第22号 農地利用集積計画の撤回に関する件
 - 第5 議案第23号 農用地利用集積計画(令和5年度第4号計画)に関する件
 - 第6 議案第24号 非農地証明申請に関する件
 - 第7 議案第25号 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件
 - 第8 議案第26号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第9 議案第27号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第10 議案第28号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第11 議案第29号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第12 議案第30号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第13 議案第31号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第14 議案第32号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第15 議案第33号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第16 議案第34号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第17 議案第35号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第18 議案第36号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第19 議案第37号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第20 議案第38号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第21 議案第39号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第22 議案第40号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第23 議案第41号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第24 議案第42号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
 - 第25 議案第43号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

- 第26 議案第44号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第27 議案第45号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第28 議案第46号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第29 議案第47号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第30 議案第48号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第31 議案第49号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第32 議案第50号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第33 議案第51号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第34 議案第52号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第35 議案第53号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
- 第36 議案第54号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	熊 谷 勝
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
副 参 事	稲 葉 隆	主席主査	山 本 郷 史
主席主査	勝 田 茂 満	主席主査	石 井 香代子
主 査	幸 野 善 寿	主 査	鈴 木 百 愛
主 任	佐 藤 知 拡		

8 書 記

主 査 鈴 木 百 愛

9 議事録署名委員

4 番 鈴 木 昇 5 番 星 容 子

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和5年第7回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。19番加賀屋慎一委員の1名でございます。委員定数19名中、欠員1名、在任委員18名中、17名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	<p>それでは、第7回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	異議なし。
議長	<p>異議なしの声がございますので、4番鈴木昇委員と5番星容子委員にお願いいたします。 次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の会務報告に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
1番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
2番武藤真作委員	【第3区域部会の報告】
7番佐々木繁明委員	【第4区域部会の報告】
13番齊藤善彦委員	【第5区域部会の報告】
議長	<p>次に、会務報告の2「一般社団法人秋田県農業会議第87回常設審議委員会」から会務報告の5「秋田県農業会議農政推進連盟第23回通常総会」までの4件につきましては、一括して私の方から報告いたします。 【会務報告2から5の報告】 次に、会務報告6の「秋田県農業委員会女性協議会第18回通常総会・令和5年度研修会」につきまして、柴田委員から報告をお願いいたします。</p>
10番柴田ますみ委員	【会務報告6の報告】

議 長	次に、会務報告7の「令和5年度農地利用最適化推進委員視察研修」について、事務局から報告をお願いいたします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告7の説明】
議 長	次に、会務報告8の「タブレット端末操作研修会」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
事務局 (勝田主席主査)	【会務報告8の報告】
議 長	次に、会務報告9の「令和5年度農業委員視察研修」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告9の報告】
議 長	次に、会務報告10の「第2回農地利用最適化委員会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	【会務報告10の報告】
議 長	次に、会務報告11の「会長専決による基準等の廃止・制定」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	【会務報告11の報告】
議 長	次に、会務報告の12「農地法第3条の3の規定による届出」から、会務報告15の「現況地目照会に係る回答について」までの4件について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告12から15までの報告】
議 長	以上で、会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次の「議案」に移ります。 はじめに日程第4、議案第22号、農用地利用集積計画の撤回に関する件、10件を上程します。 事務局から説明をお願いします。

事務局 (山本主席主査)	<p>農用地利用集積計画の撤回については、昨年も議案となっておりますが、期間が空いたことから、概要について説明します。</p> <p>この農用地利用集積計画の撤回については、農地中間管理機構を使った圃場整備事業の実施に伴うものです。</p> <p>いわゆる、この新型圃場整備事業の実施には、出し手が中間管理機構へ貸し出す中間管理権の契約期間が15年以上という要件があります。</p> <p>平成29年9月25日に改正土地改良法が施行され、これ以降に契約された農地については、契約延長の手続きができますが、これ以前に契約された農地については、農用地利用集積計画を撤回し、同時に新たな農用地利用集積計画を作成することが必要となります。</p> <p>新たな農用地利用集積計画については、次の議案第23号でご審議いただきます。</p> <p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1。公告年月日は平成28年3月28日、総会決定年月日は平成28年3月17日、案件番号は平成27年度第12号番号69、撤回区分は一部撤回、借り手、貸し手、土地の所在、地目、面積、現契約の契約期間、事由は議案書に記載のとおりです。</p> <p>これを含む合計10件のうち、一部撤回が5件、全部撤回が5件です。</p> <p>今後、農地中間管理機構を使った基盤整備が行われる地区で、平成29年9月24日以前の契約がある場合は、撤回の案件がありますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	なし。
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農用地利用集積計画の撤回に関する件、10件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第22号、農用地利用集積計画の撤回に関する件、10件を原案のとおり決定することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第23号、農用地利用集積計画（令和5年度第4号計画）に関する件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (山本主席主査)	<p>本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置に基づき、農用地利用集積計画についてご審議いただき、決定を求めるものです。</p> <p>議案書は100ページを超えたため、当日閲覧とし、一覧表を配付しております。</p> <p>それでは、所有権移転の1件について説明いたします。</p>

事務局 (山本主席主査)	<p>議案書は15ページです。 この1件は、売買によるものです。 番号1。買い手は[]。売り手は[]。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。 続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書は17ページから303ページまでです。 番号1。借り手は[]。貸し手は[]。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。 これを含む合計176件のうち、議案書28ページ以降の174件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 以上、令和5年度第4号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に移ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第6、議案第24号、非農地証明申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案について説明します。議案書の304ページをご覧ください。 番号1。申請人は[]。土地の所在は河辺三内字曾場台[]、面積は138平方メートル。登記地目、現況地目はともに畑、事由については、「昭和40年頃から耕作されておらず山林化している」です。 非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。申請地の状況から、番号1は農地法の運用についての制定について第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を</p>

事務局 (勝田主席主査)	<p>呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。現地は令和5年6月28日に確認しております。</p> <p>続いて、番号2。申請人は[REDACTED]。土地の所在は、河辺大張野字道ノ下[REDACTED]外3筆。面積は140,954平方メートルのうち13,329.93平方メートル。登記地目は全て原野、現況は山林・原野。事由は「砂利採取事業の許認可申請に伴い、農地法の適用の有無について判断を願うもの」です。</p> <p>それでは、非農地証明申請説明資料の2ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。現地は、令和5年7月3日に確認しております。</p> <p>現地確認の結果、申請地とその周辺の状況から、耕作目的および採草または家畜の放牧目的として利用されていないことから、番号2は農地法第2条第1項の適用とされないと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号1について、現地調査を行った佐々木繁明委員から報告をお願いします。</p>
7番佐々木繁明委員	<p>7番佐々木です。現地調査の結果、立会人全員が非農地と判断しました。よろしくご審議ください。</p>
議長	<p>続いて、番号2について、現地調査を行った佐々木和昭委員より報告をお願いします。</p>
12番佐々木和昭委員	<p>12番佐々木です。この土地については過去何年も前から砂利採取をしている場所であり、現地調査の結果、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>非農地証明申請に関する件、2件について、ご質問、ご意見等のあるかたはお願いします。</p>
13番齊藤善彦委員	<p>はい。</p>
議長	<p>齊藤委員、どうぞ。</p>
13番齊藤善彦委員	<p>13番齊藤です。この案件とは別ですが、長年、掘削された土地はその後、どうなるのか説明してください。</p>
議長	<p>事務局、お願いいたします。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>こちらの場所については、砂利採取の工事期間が終了後は元の状態に復元しております。</p>
議長	<p>齊藤委員、よろしいですか。</p>
13番齊藤善彦委員	<p>では、原状回復後は、何か草地等にしたり作付けはしていますか。埋め戻しするだけですか。</p>

議 長	事務局、お願いいたします。
事 務 局 (勝田主席主査)	今回の申請は、登記地目および現況地目が農地ではないため、原状回復後に何かしらの作物の作付けをしなければならないものではありません。
議 長	齊藤委員。よろしいですか。
13番齊藤善彦委員	はい。
議 長	他にありませんか。他に質問がないようですので、採決に移ります。 非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第24号、非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することに決定いたします。 次に、日程第7、議案第25号、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、3件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (稲葉副参事)	それでは、議案書の305ページおよび306ページをご覧ください。 これは、農地法第5条許可の事業計画に変更が生じたため、その内容についてご審議いただくものです。 3件ありますが、内容が重複する部分がありますので、一括して説明いたします。 番号1の借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。番号2の借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。番号3の借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。申請地、変更内容、転用目的は記載のとおりです。 変更事由は3件とも借受人は、令和3年度に金足地区で基盤整備工事を受注したことから、農地転用許可を受け申請地に現場事務所を設置し、令和4年度においても同工事を同人が再度受注したため、事業の完了日の計画変更承認を受け、継続使用しています。本年度もまた、同工事を同人が受注したことから、現在の現場事務所を継続使用するため、転用の目的に係る事業の完了日をそれぞれ変更しようとするものです。 なお、これまでの許可年月日および許可番号は記載のとおりです。説明は以上です。
議 長	それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。
議 長	農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、3件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。

議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第25号、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、3件を原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第26号から日程第36、議案第54号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件について一括して上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (佐藤主任)	<p>それでは、日程第8、議案第26号から日程第36、議案第54号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件について、一括してご説明します。</p> <p>本日お配りした方の議案書、307ページから335ページをご覧ください。</p> <p>6月総会の会務報告のとおり、6月7日に開催した選考委員会において、29名の推進委員候補者を選考しましたので、農業委員会等に関する法律第17条の規定により農業委員会の決定を求めるものです。</p> <p>はじめに、議案第26号は第1区域担当の金足吉田の藤嶋卓也さんです。</p> <p>次に、議案第27号は第1区域担当の金足鳩崎の鎌田一さんです。</p> <p>次に、議案第28号は第1区域担当の下新城笠岡の伊藤貞美さんです。</p> <p>次に、議案第29号は第1区域担当の飯島飯田一丁目の保坂正真さんです。</p> <p>次に、議案第30号は第1区域担当の上新城五十丁の中嶋庄悦さんです。</p> <p>次に、議案第31号は第1区域担当の寺内の土田久雄さんです。</p> <p>次に、議案第32号は第2区域担当の添川の荻原豊さんです。</p> <p>次に、議案第33号は第2区域担当の柳田の鎌田重憲さんです。</p> <p>次に、議案第34号は第2区域担当の外旭川の熊谷裕幸さんです。</p> <p>次に、議案第35号は第2区域担当の太平山谷の鈴木英弘さんです。</p> <p>次に、議案第36号は第2区域担当の下北手松崎の平川秀悦さんです。</p> <p>次に、議案第37号は第3区域担当の下浜長浜の伊藤由和さんです。</p> <p>次に、議案第38号は第3区域担当の浜田の加藤哲実さんです。</p> <p>次に、議案第39号は第3区域担当の豊岩豊巻の鈴木栄一さんです。</p> <p>次に、議案第40号は第3区域担当の四ツ小屋の榎繁和さんです。</p> <p>次に、議案第41号は第3区域担当の仁井田本町五丁目の熊谷護さんです。</p> <p>次に、議案第42号は第3区域担当の上北手猿田の鎌田一美さんです。</p> <p>次に、議案第43号は第4区域担当の南ヶ丘二丁目の田口正志さんです。</p> <p>次に、議案第44号は第4区域担当の河辺和田の三浦光一さんです。</p> <p>次に、議案第45号は第4区域担当の河辺畑谷の足利俊博さんです。</p> <p>次に、議案第46号は第4区域担当の河辺北野田高屋の藤島岳洋さんです。</p> <p>次に、議案第47号は第4区域担当の河辺岩見の鎌田文市さんです。</p> <p>次に、議案第48号は第4区域担当の河辺三内の山上一さんです。</p> <p>次に、議案第49号は第5区域担当の雄和戸賀沢の石井健さんです。</p> <p>次に、議案第50号は第5区域担当の雄和平尾鳥の酒井慶一さんです。</p> <p>次に、議案第51号は第5区域担当の雄和萱ヶ沢の佐々木強さんです。</p> <p>次に、議案第52号は第5区域担当の雄和向野の吉田孝司さんです。</p> <p>次に、議案第53号は第5区域担当の雄和芝野新田の佐々木晃さんです。</p> <p>次に、議案第54号は第5区域担当の雄和平沢の齊藤又右衛門さんです。</p> <p>以上、29件について、ご審議くださるようお願いいたします。</p>
議 長 一 同	<p>ただ今の事務局の説明に、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。</p> <p>なし。</p>

議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 それでは、議案第26号から第54号について、一括して採決を行ってよろしいでしょうか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、一括して採決を行います。 議案第26号から第54号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第26号から日程第36、議案第54号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件を原案のとおり決定することにいたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 (午後2時50分終了)